

## 鳥取県物品購入等に係る入札等審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県物品購入等に係る入札等審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 物品の購入等（物品の売買、修理等及び役務の提供をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格者の審査に関する事。
- (2) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）第9条に定める意見の集約に関する事。
- (3) その他物品の購入等に関する競争入札等の適正な実施に必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、会長、副会長、委員及び外部委員をもって組織する。

2 会長は会計管理者、副会長は会計管理局会計指導課長をもって充てる。

3 委員は、会計管理局統括審査課長、工事検査課長及び会計指導課課長補佐とする。

4 外部委員は2名とし、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた見識を有する者のうちから、知事が任命する。

5 外部委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の外部委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 外部委員は再任されることができる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総括する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、構成員（外部委員を除く。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、第2条第2号に規定する指名停止措置要綱第9条に定める意見を集約するに当たっては、物品の購入等に係る契約違反、粗雑な物品の納入に係るもので外部委員の意見を聴く必要があると認められるものについては、あらかじめ審査会で外部委員の意見を聴くこととする。

4 審査会の審査は、公開しない。

(関係者の意見聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の会計管理局職員及び関係課職員に説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、会計管理局会計指導課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。